

■点検項目 31 関係（事業報告等）

(1) 事業報告書

派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとに、毎事業年度及び毎年6月1日現在における業務の運営状況の報告のため、労働者派遣事業報告書（様式第11号）を6月30日までに事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければなりません（派遣則17）。

(2) 収支決算書

派遣元事業主は、労働者派遣事業収支決算書（様式第12号）を作成し、派遣元事業主の事業年度経過後3か月以内に事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければなりません（派遣則17）。

(3) 関係派遣先派遣割合報告書

派遣元事業主は、関係派遣先派遣割合報告書（様式第12号-2）を派遣元事業主の事業年度経過後3か月以内に、事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければなりません（派遣則17の2）。